

市民税・県民税申告書は郵送での提出にご協力ください

- ◎ 市民税・県民税申告書は前年度申告した方にお送りしていますので、下記のフローチャートに従って申告が必要な場合はお使いください。
- ◎ 申告書は2月3日（月）から郵送受付を開始します。申告書は市ホームページ内の専用システムでも作成できます。所得税の確定申告も、自宅からパソコンやスマートフォンで申告できます。
- ◎ 作成した申告書は郵送での提出にご協力ください。また、自分で申告書の作成が難しい場合は、申告書に、住所・氏名・扶養親族等を記載し、源泉徴収票や控除証明書等の資料を同封して郵送してください。申告書への転記は職員が代行します。
- ◎ 申告書控えの送付をご希望の場合は、切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒を同封してください。申告受付済証と申告書の写し（両面）を送付いたします。また、併せて添付資料の原本もお返しいたします。
- ◎ 市職員による作成相談を希望する場合は、事前予約が必要です。



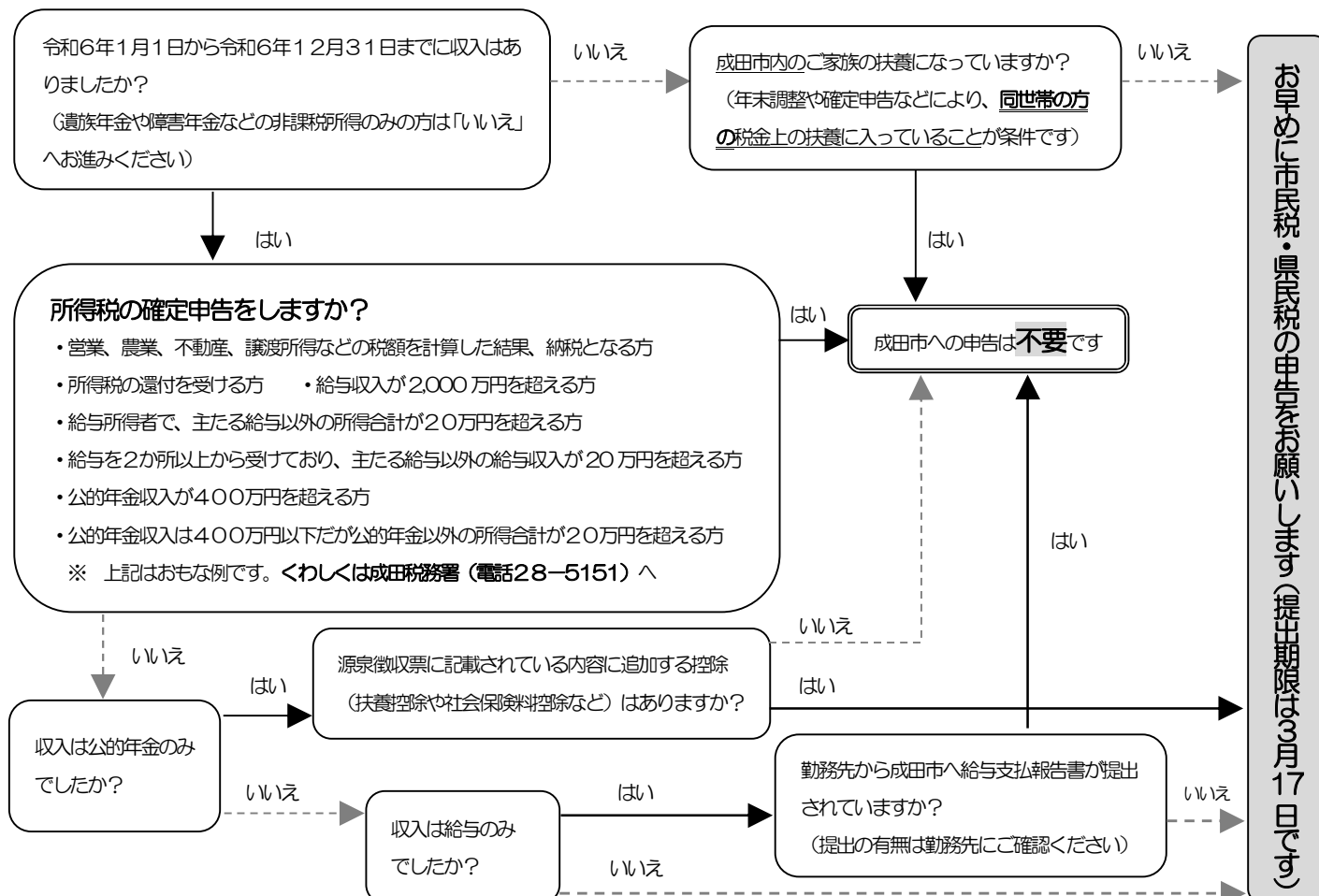
成田市 申告



（あて先）〒286-8585 成田市花崎町 760 番地 成田市役所市民税課

あなたは市民税・県民税の申告をする必要があるでしょうか？

☆ スタート



◆ 各々の状況によっては、上図に当てはまらないことがあります。詳しくは市民税課へお問い合わせください。

成田市役所 市民税課（電話20-1513）

申告書の作成相談受付日程（提出期限は3月17日です）

申告書の作成相談を希望する方は、**事前の予約が必要になります。**

希望する日程と会場を市ホームページより申し込みしてください。**電話での予約はできません。**

所得税の確定申告は国税庁ホームページや成田税務署特設会場（イオンモール成田）にて作成・提出できます。

また、以下の会場でも2月17日（月）から受付いたします。

ただし、**次に該当する方の確定申告は、市役所では受付できません**のでご注意ください。

- 寄附金控除（ふるさと納税など）、雑損控除を受ける方
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- 営業・農業・不動産収入が500万円以上となる方
- 青色申告をする方
- 分離課税（譲渡、配当等、先物、山林、退職）の申告をする方
- 外国税額控除等を受ける方
- 準確定申告（納税者が出国、死亡した場合の申告）をする方
- 令和5年分以前の申告をする方

※その他、減価償却費の計算が複雑なもの等、内容により市役所では受付できない場合があります。

会 場	月 日	受 付 時 間
市役所6階中会議室	2月17日（月）～3月17日（月） ※土日祝除く 【3月2日（日）は受付します】	午前9時～正午 午後1時～4時 ※対面による作成相談は 事前予約が必要です
下総支所2階会場	2月20日（木） 21日（金）	午前9時～正午 ※対面による作成相談は 事前予約が必要です
大栄支所2階会場	2月27日（木） 28日（金）	
中郷公民館	3月 5日（水）	
公津公民館	3月 6日（木）	
三里塚コミュニティセンター	3月 7日（金）	
八生公民館	3月12日（水）	
豊住公民館	3月13日（木）	
久住公民館	3月14日（金）	

◆下総支所、大栄支所、公民館等での受付は平日のみとなります。日曜日の申告をご希望の場合は、3月2日（日）に開設される成田税務署特設会場（イオンモール成田）または市役所の会場をご利用下さい。

◆会場内に待合スペースはありませんのでご注意ください。

申告に必要なもの

- ☐ マイナンバーカード（個人番号カード）、又は番号確認書類（※1）＋ 身元確認書類（※2）
 - ※1 通知カードやマイナンバーが記載された住民票の写し
 - ※2 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等
- ☐ 給与所得の源泉徴収票 ☐ 公的年金等の源泉徴収票 ☐ 報酬・配当などの支払調書
- ☐ 営業・農業・不動産所得などの収支内訳書、帳簿書類など（前年度申告の際の内訳書もお持ちください）
※事前に収支が計算されていない場合は、受付できません。
- ☐ 社会保険料の支払証明書や領収書 ☐ 生命保険料、地震保険料の控除証明書
- ☐ 医療費控除の明細書や医療費通知等の医療費控除関係書類
※必ず医療費控除の明細書等を作成してください。作成がお済みでない場合は受付できません。
- ☐ その他控除に必要な書類（障害者手帳など）

申告のお願い

- ◆ 申告会場では、指定された日時のみ、受付できます。なお、**完成された申告書を提出される場合に限り**、市役所2階市民税課、下総・大栄の両支所で指定日以外でも受理します。
最終日（3月17日（月））の両支所での受理は、正午までとなります。
- ◆ **所得税の確定申告をされる方へ**（くわしくは成田税務署まで 電話28-5151）
所得税の確定申告の受付は、2月17日（月）から成田税務署特設会場（イオンモール成田）で始まります。
それより前の提出や相談については、成田税務署にお問い合わせください。

市職員による作成相談が必要な方は事前予約が必要です。電話予約はできません。